

第7章

南アフリカ共和国の民主化の背景と展開

林 晃史

はじめに

南アフリカ共和国（以下、南ア共和国と略）の民主化は、従来の白人支配に基づくアパルトヘイト体制を廃止し、「民主的で人種差別のない統一した南アフリカ」をつくる過程、具体的には、南ア共和国に住む全ての人種が話し合いによって新憲法を策定しようとする一連の「民主南アフリカ会議（Convention for a Democratic South Africa：以下、CODESAと略）」およびその後の「多党交渉フォーラム（Multi-party Negotiating Forum）」の開催過程としてとらえられる。

この話し合いによる解決方式は1989年9月に現デクラーク政権が誕生して以来、急速に進展し始めた。何故このような事態が起こったのか。また、交渉は具体的にどのような過程をたどっているのか。そしてその行方はどうか。これらの問題に答えようするのが本章の目的である。

第1節の民主化の背景では、話し合いが起こった原因が、(1)1985年7月の非常事態宣言下での反政府運動の高揚と(2)国際社会の対南ア経済制裁による南ア経済の苦境にあると考えその実態を明らかにする。次いで第2節の民主化の展開で、デクラーク政権の対話路線、1990年の2回の予備交渉から翌91年以降の2回にわたるCODESAおよびその後の多党交渉フォーラムを跡づける。この第1回予備交渉から多党交渉フォーラム開催の道筋は決して順調な

ものではなく、交渉を促進ないし阻害しようとするさまざまな要因があった。ここでは交渉過程と同時にそれら諸要因を併せて検討していく。

南ア共和国の民主化過程は現在進行中で完了したわけではない。したがって最終節で、前節での過程を踏まえて、今後の交渉に予想されるさまざまな問題を検討することにしたい。

なお、第2節の対話路線から第1回CODESA開催までの経緯は、本研究会の初年度の成果として『アジア経済』1992年8月号に特集号の一論文として⁽¹⁾発表しているので、詳細については触れない。

第1節 民主化の背景

1. 反政府運動の高揚

1984年9月ヴァール・トライアングル (Vaal Triangle) のタウンシップで起こった家賃値上げ反対運動 (rent boycott) と白人学校に比べて著しく条件の劣った黒人教育に対する不満の爆発 (school boycott) は、たちまちのうちに同月実施された人種別三院制議会の導入に対する反対運動となって全国に拡大した。これに対し、政府は装甲車で武装した約7000名からなる治安部隊を派遣し弾圧に乗り出した。

労働組合、青年組織から成るトランスヴァール地域職場放棄委員会(Transvaal Regional Stay-Away Committee)は11月初めに2日間のゼネストを宣言し、100万人以上の労働者、学生が参加した。さらに11月以降、反対運動は東ケープに拡大し、ポートエリザベス (Port Elizabeth) では「ポートエリザベス黒人市民組織 (PEBCO)」、アイテンハーヘ (Uitenhage) では「アイテンハーヘ青年会議 (UYCO)」が中心となり1985年3月のシャープビル事件25周年に職場放棄と抗議集会を行った。その他イースト・ロンドン (East London) や内陸のカルー地域 (The Karoo) でも反政府運動は高揚した。⁽²⁾

このような反政府運動に対し治安部隊は弾圧を強化し、1984年9月から85年7月までに死者は517名に達し、反政府運動の攻撃目標となつたタウンシップ行政官（councillors）の109名が攻撃され、彼等の家屋66戸が焼かれた。⁽³⁾

これら反政府運動の主体となつたのが1983年8月に結成された「統一民主戦線（UDF）」であった。UDF結成の契機は82年に発表された新憲法草案に反対したさまざまな組織、ナタール・インド人会議党などの政治組織、労働組合、市民団体、マンデラ解放委員会、ブラック・サッシュ、宗教団体、婦人団体、学生組織など約600の団体がゆるい形で結びついた連合で、非暴力の立場に立つた。⁽⁴⁾

UDFは非合法化されていた「アフリカ民族会議（ANC）」の1985年1月の「南アフリカを統治不能にしよう」という呼びかけに応じ各地で反政府運動を開戦したが、その際、UDF全国執行委員会の指令よりは各地域・各組織の主体性に任された。

1985年7月21日、政府はヴァール・トライアングル・タウンシップを含む36行政区に非常事態宣言を発令した（のちケープ州にも適用）。この非常事態宣言下で治安部隊の権限は強化され、翌年3月に非常事態宣言が一旦解除されるまでに約8000名が逮捕・拘留された。そのうちの約3分の2以上はUDF傘下の活動家であり、しかも大半は25歳以下の若者であった。また、多くのタウンシップで夜間外出禁止令が出され、ソウェト（SOWETO）などでは治安部隊が道路閉鎖を行い、24時間体制で警戒にあたった。

非常事態宣言下で、UDFは戦術を強化した。すなわち、商品不買運動（consumer boycott）の実施と街区委員会（street committee）の設立である。UDFは直ちに商品不買運動委員会を設置し、各地域・各組織に白人商店からの商品不買を呼びかけた。この結果、22カ所（東ケープ6件、ナタール州4件、西ケープ4件、オレンジ自由州1件、トランスヴァール州7件）の商品不買運動が⁽⁵⁾実施された。一方、多くのタウンシップでは街区委員会が設立された。その目的は、腐敗したタウンシップ行政官に代わって自主的に道路清掃や汚物処理

理を行うことを任務として発足したが、同時に、非常事態宣言下で治安部隊の監視下にある各タウンシップをつなぐ連絡網としても機能した。⁽⁶⁾

タウンシップ住民によるこの自主的運動は教育の分野でも起こった。生徒たちは「教育の前に解放を」をモットーに授業放棄を続けたが、親たちは1985年10月「ソウェト両親危機委員会(SPCC)」を結成し、子供たちの学校復帰とともに教育改善を政府に要求した。このソウェトの運動はたちまち全国のタウンシップに拡大し、86年3月には「全国教育危機委員会(NECC)」の設立にまで発展した。⁽⁷⁾

労働分野では1985年11月に労働組合の連合体「南アフリカ労働組合会議(COSATU)」が結成された。80年に「ウィーハン委員会報告書」の勧告によってアフリカ人の労働組合結成が許可されて以来、多くの組合が結成されたが、それら組合は職場での経済闘争を第一に主張するグループと政治闘争も行うべきだと主張するグループに分裂していた。COSATUは経済闘争は政治闘争と不可分という後者の立場に立ち、86年4月ANCの傘下に入った。そして86年5月のメーデーに、毎年5月1日を公休日とすることを要求し、150万人の動員を行った。⁽⁸⁾

1986年3月、非常事態宣言は一旦解除されたが、86年6月16日のソウェト蜂起10周年を前に政府は全土に非常事態宣言を発令した。この第2次非常事態宣言下で、政府の反政府運動に対する弾圧は一層厳しくなった。まず第1に、非常事態宣言発令後の最初の6ヵ月間で約2万5000人が逮捕され、そのうち8000人は18歳未満の若者であった。また拘留者の多くはUDF支持者であり、86年8月には50名の全国および地域UDF幹部が逮捕された。第2に報道の自由が政府によって奪われた。事件に関する報道は全て警察発表を基にすることを義務づけられた。第3はタウンシップに対する軍・警察支配の強化である。すなわち、国家安全保障会議(State Security Council)の下に「国家安全保障管理制度(National Security Management System)」が創られ、軍・警察・文官を統合して全国的な連絡網を敷いた。この制度を推進した「securocrats」の基本的考え方は「大多数のアフリカ人は政治的に無関心である。た

だ彼等は経済状態に不満をもっており、一部の煽動家によって実力行使に走る。したがって、まず経済状態の改善に努めるべきである」というものであった。そしてSSCは「アフリカ人の心をつかむ」という戦術をとり、この結果、政治暴力による死者数は1986年の1298名から87年には661名に半減した。⁽⁹⁾

第2次非常事態宣言下でUDFはさまざまな戦術を展開した。第1にタウンシップの家賃不払い運動は引き続き行われ、1986年8月には54のタウンシップで実施された。とくにソウェトでの家賃不払い運動は86年から4年間も継続して行われ、住民の50~80%がこれに参加したと言われる。第2に、商品不買運動やバス乗車拒否運動（bus boycotts）も行われた。ソウェトのUDF指導者は86年11月、「公営運輸公社（PUTCO）」が住民の足であるバスの運賃の17パーセント値上げを発表した時、住民に乗車拒否を指令した。第3に、暴力や強制がしばしば使われるようになった。とくにタウンシップ内に「人民権力（people's power）」ができたところでは、反対者の首に油を入れたタイヤをかけて火をつける「ネックレイング（necklacing）」という処刑が若者を中心とする「人民裁判（peoples court）」の下で行われた。第4に反政府運動連帯の呼びかけが行われた。86年10月、UDFはNECC、COSATUと連携して「反アパルトヘイト統一行動（United Action against Apartheid）」を提唱した。それが政府により禁止されると、UDFは次に「反非常事態宣言クリスマス・キャンペーン（Christmas against the Emergency Campaign）」を提起した。さらに翌87年1月にはUDFは「ANCの合法化」を新聞紙上やビラを通して行った。第5に、生徒による闘争が行われた。NECCは生徒の学校復帰を呼びかけたが、多くの生徒は学校教育の現状を批判し、また南ア経済の現状では卒業しても就職の望みのないことを訴え、授業放棄を続けた。

次に非合法化されたアフリカ民族会議（ANC）のこの時期の活動をみていこう。

1984年9月以降、ANCはタウンシップの反政府運動に呼応するため国内組織を強化する必要に迫られた。このためANCは85年6月ザンビアのカブ

ウェ (Kabwe) で第2回協議会を開いた。同会議には周辺国にあるANCゲリラ組織「ウムコント・ウェ・シズウェ (Umkhonto we Sizwe:以下、MKと略)」を含め約250名が参加した。この会議でANCは一層の武力闘争と闘争拡大のため、これまでの公共施設破壊(hard targets)から一般人への被害もやむなしとするsoft targetsに戦術を転換し、いわゆる「人民戦争」戦術を採択した。これによってANCは、タウンシップ内の住民をANCの指導の下に組織化し、同時に住民を武装させて、南ア共和国を統治不能にしようとした。⁽¹¹⁾

カブウェ会議後、MKのゲリラ活動は活発化した。すなわち、1985年後半には80回(85年合計136回)、86年228回、87年247回、88年245回、89年281回と⁽¹²⁾86年以降は毎年200回を上回るゲリラ活動が行われた。

MKのゲリラ活動は南ア政府に直接的打撃を与えたが、ANCのもうひとつ活動として対外キャンペーンがあった。

まず、1986年2月にANCは英連邦から派遣された「著名人グループ(Eminent Persons Group)」に会い、また同年の9月にはO・タンボ(Oliver Tambo)議長はイギリス外相と会談した。さらにタンボ議長は11月にモスクワを訪問した。翌87年1月にはタンボ議長はワシントンを訪れG・シェルツ米国務長官と会談した。これらの会談によって先進諸国にANCが南ア政治問題解決に不可欠な要素であるということを認識させることに成功した。さらに、これら一連の会談の効果として、(1)南ア共和国の国際社会での地位を気にする南ア白人に衝撃を与えた、(2)これまで西側先進国と接触を保っていたインカタの地位を低めることになった、(3)ANCが国際社会で認められたことは南ア共和国内の黒人の意識を高めた、(4)西側諸国との公式会談によってANCは対南ア経済制裁強化を要請した、などがあげられる。⁽¹³⁾

以上述べた対外キャンペーンの他にも、ANCはルサカの本部に学生、教師、財界人、労働組合、宗教界、白人政治家、ジャーナリスト、ホームラン指導者等さまざまなグループを迎えて意見の交換を行った。この結果、ANC全国執行委員会は、1986年1月、南ア財界に「反パス法闘争」を要請し

た。また、87年のセネガルの首都ダカールで開かれた会議にANCは50名のアフリカナーを招待し率直な意見の交換をした。さらに88年には南ア白人間の緊張が高まると、ANCは「憲法ガイドライン」を公表して、55年の「自由憲章」を踏まえたより詳細な政治的青写真を明らかにした。

2. 対南ア経済制裁とその影響

1985年7月の南ア政府の36行政区への非常事態宣言の発令とそれに基づく反政府諸組織への弾圧は、国際社会の対南ア経済制裁の強化を引き起こした。

国連総会は1977年に武器輸出禁止を加盟国に強制する決議を行っていたが、安全保障理事会はイギリスとアメリカの反対によって強制決議には至らなかった。85年、国連総会はさらに新規投資禁止、融資禁止、クルーガーラント金貨の輸入禁止、南ア共和国の核武装に対する新規契約の禁止、コンピューターの輸出禁止を決議したが、安全保障理事会は翌86年に武器輸出禁止を加盟国に徹底させるにとどまった。⁽¹⁴⁾

英連邦諸国は1985年10月にバハマの首都ナッソウで開かれた首脳会議で、対南ア経済制裁の強化を討議したが、イギリスの反対にあい、妥協案として「著名人グループ(EPG)」を南ア共和国に派遣して実情を調査させると共に、南ア政府と対話することを決議した。EPGは翌年2月派遣され、6月に報告書を提出したが、その骨子は南ア政府には対話の意思のないこと、経済制裁以外に道はないと結論した。⁽¹⁵⁾ 英連邦諸国は翌87年ヴァンクーバー会議で、「オカナガン声明(Okanagan Statement)」と「南部アフリカに関する行動計画」を採択し、(1)より広範で強い経済制裁、(2)アパルトヘイト犠牲者と近隣諸国への経済援助⁽¹⁶⁾ を決議した。

E Cも1985年に、77年のE C綱領(code of conduct for business)以来初めて共同して制裁に合意した。その骨子は武器輸出禁止、石油および治安目的に使われるコンピューター機器の輸出禁止であり、1年後の86年に南ア共和国からの鉄鋼輸入を禁止した。ただし、最も重要な輸入品である石炭と農産物

についてはイギリスと西ドイツの反対で除外された。⁽¹⁷⁾

さらに徹底した経済制裁は北欧諸国、アフリカ統一機構加盟国、OPEC、非同盟会議諸国、南部アフリカ開発調整会議（SADCC）加盟国によってなされたが、もともと経済関係の少ないこれら諸国の制裁の効果は少なかった。

イギリスと西ドイツは基本的に南ア経済制裁強化に反対しており、アメリカも「建設的関与（constructive engagement）」政策の下に制裁には消極的であったが、アメリカでは国内の強い圧力の下に、1986年10月に議会は「包括的反アパルトヘイト法（Comprehensive Anti-Apartheid Act）」を立法化した。⁽¹⁸⁾さらに翌87年には「ランゲル修正法（Rangel Amendment to the Deficit Reduction Finance Bill）」が成立し、南ア共和国にあるアメリカ系企業に二重課税を課した。⁽¹⁹⁾

日本も軍・警察へのコンピューター輸出禁止、鉄鋼・クルーガーランド金貨の輸入を禁止したが、南ア共和国の主要貿易相手国の中では最も弱い制裁⁽²⁰⁾であった。

その他、ナイジェリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーもそれぞれ独自の制裁措置をとった。

これら国際社会の経済制裁のうち、とくに重要であったのは、(1)投資の引き揚げと(2)1985年8月の銀行による短期債権延べ拒否であった。

アメリカでは1985年に83都市、19郡、25州が南ア共和国で活動している企業や銀行から株式や預金を引き揚げる行動を起こした。イギリスでは学生や地方自治体が中心となって預金をおろしたためバークレーズ銀行は86年11月に南ア共和国からの撤退に追い込まれた。ただし、政府機関としての地方自治体によるこのような行動は88年保守党政府により禁じられた。その他の国でも同じような行動がなされ、84年1月から89年4月の5年間にアメリカ系企業155社、その他企業122社が南ア共和国から撤退した。⁽²¹⁾⁽²²⁾

さらに南ア共和国の政治情勢の不安定性と経済不況、金価格の下落（1980年の850ドル／オンスから84年末には400ドル／オンス）は外国人投資家の対南ア投資をひかえさせた。南ア共和国の外国投資総額に占める直接投資の割合

は、70年の約60%から85年には34%に低下した。その結果直接投資に代わって短期融資が増えはじめた。⁽²³⁾

1985年7月、チェース・マンハッタン銀行が南ア企業への短期融資を凍結し、短期融資の繰り延べをしないと発表し、他の銀行もこれにならった。この措置に対し南ア政府は9月1日、株式市場を閉鎖し、140億ドルの短期債の利子支払いを停止した。その後、債権銀行との交渉が行われ、翌86年3月、利子支払い（毎年5%）の合意、3年間の返済繰延べの合意が行われ正常に戻ったが、南ア共和国に対する国際信用は著しくそこなわれた。85年前半だけで融資の引揚げ総額は17億ドルに達したと言われる。⁽²⁴⁾

次に制裁の経済的影響についてみていく。

南ア経済が人口成長率に見合い新規学卒者に雇用を提供するためには、最低年5%の経済成長率が必要である。1960年代の好況期のあと、成長率は低下し、70年代平均3%，80年代はわずか1%であった。このため失業は増大し、失業率は40%に達し、また80年代には高インフレが続いた。

南ア経済の特徴は他の中所得の工業国と同様、一次産品の輸出と中間財・資本財の輸入という経済構造を持っている。貿易依存度はGDPの約60%と高く、主要輸出品は鉱産物で、そのうち金だけで輸出収入の40%を占める。一方、輸入は付価値の高い製品や先端技術を輸入している。経済制裁以前ですら、国産品使用という規制と通貨ラントの切下げによってすでに輸入代替化は進んでいた。

南ア共和国はその高い貿易依存度、アメリカ、イギリス、西ドイツ、日本、イタリアと限られた主要貿易相手国、これら先進諸国から地理的に離れていることから、貿易制裁の格好の目標となり得る。しかし、実際は貿易制裁はそれほど効果がなかったと思われる。ただし、1986年以降、南ア政府が貿易数値の詳細を発表しなくなったため、正確な効果を測定することはむずかしいが、南ア政府は巧妙な制裁破りを実施した。最も徹底して制裁が行われたのは武器輸出禁止と石油輸出禁止であったが、このことは逆に南ア共和国の兵器産業を発展させた。また石油輸出禁止については、89年オランダの

船舶調査局によれば制裁破りのために南ア政府は年間20億ドルを使ったと推定している。その方法はスポット買いとSASOL工場での石炭液化の増産であった。⁽²⁵⁾

一方、南ア共和国からの輸入の禁止は、金（クルーガーラント金貨を除く）が除外されたため、またE Cが石炭輸入を続けたためそれほど効果がなかった。推計では1985年～89年の5年間に通常輸出総額の7%（23億ラント）を失った⁽²⁶⁾と言われる。

南アの貿易構造と異なり、南ア共和国の国内資本蓄積は進んでいる。勿論、外国投資は南ア工業発展に不可欠であり、外国直接投資額は増え続けているが、その大半は国内利潤の再投資であり、資本の純流入は減り続け1980年代後半はマイナスに転じている。この結果、南ア共和国がもしも新規の外国民間投資を完全に停止されても十分やっていけるとこれまで論じられてきた。

のことから、外国投資の引揚げの経済的效果を計ることはむずかしい。事実、実際に起こった投資引揚げの短期的効果は南ア経済にとって有利であったようにみえる。引揚げを希望する企業は買手市場で企業を売ることを余儀なくされた。南ア白人企業家は旧外国子会社を手に入れ、その利潤もそれまでのように海外送金のかたちで南ア共和国に持ち出されることもなくなった。南ア政府は1985年9月のモラトリアムの直後、南ア共和国にある資産売却が売手に有利にならないよう「ファイナンシャルラント」制度を導入⁽²⁷⁾した。しかし、外国企業を犠牲にして南ア白人に有利に働いた（少なくとも短期的に）投資の引揚げは、南ア黒人企業家の拡大にはつながらなかった。さらに投資の引揚げは雇用の減退をひき起こし、雇用規制に従わない南ア企業家を増やしたため、アフリカ人労働者にはマイナスの効果をもたらした。しかし、ANCや労働組合の指導者達は、それにもかかわらず、国際社会に対し投資引揚げや経済制裁の強化を訴えつづけた。

投資引揚げが南ア白人企業家に短期的に有利に働いたということは、制裁反対論者にその根拠を与えた。しかし、長期的にみると、たとえ技術提携が

そのままとしても、親会社との関係が切れて技術輸入が停止するようになれば深刻な問題を引き起こす。リプトンによると、南ア経済は全投資の約10パーセントが外国投資によって埋められないと満足すべき経済成長が達成できないといわれる。⁽²⁸⁾ 南アフリカ都市基金総裁J・スタイン (Steyn) は次のように述べた。「1986年に、南ア共和国は開発資金が決定的に不足した。……南ア共和国は依然として開発途上国であり、外国投資を必要としている。経済不況が続ければ、ますます外国投資は必要となる」と。⁽²⁹⁾

このことは1985年の債務危機によって一層助長された。この危機によってラントの価値は84年の半分に落ち、7月末の一週間にヨハネスブルグ株式市場で株式下落による取引高は110億ラント以上下落した。このためアメリカ、イギリス、フランスの株主は売りいそぎ、南ア経済紙は「大虐殺」と報じた。⁽³⁰⁾ 85~88年に大量の資本流出が起こった。C・スタルス (Stals) 南ア準備銀行総裁が90年3月リストケジュールが完了した時、債務危機は終わったと宣言したが、金融制裁、とくに短期貿易信用の停止は南ア経済に打撃を与えた。⁽³¹⁾ 最も重要なことは、この危機が政府、財界、反政府組織に経済問題というより政治問題とみられたことである。⁽³²⁾

第2節 民主化の展開

——その促進・阻害要因を中心として——

1. 対話路線から第1・2回予備交渉まで

1989年9月20日に発足したデクラーク (De Klerk) 新政権は、選挙公約に基づいて直ちに対話路線を実行に移した。まず、それまで禁止されていた反政府組織の国内での集会・デモを認め、続いて10月にはW・シスル (Sisulu)、G・ムベキ (Mbeki) 等7名のANC指導者を釈放した。⁽³³⁾

続いて翌1990年2月2日の国会開会演説で、デクラーク大統領はアフリカ

人ととの交渉を最優先課題とし、そのために(1)ANC、パン・アフリカニスト会議 (PAC)・南ア共産党 (SACP) の合法化、(2)UDF など33の反政府組織の活動停止の解除、(3)できるだけ早期にN・マンデラ (Mandela) を無条件で釈放⁽³⁴⁾することを明らかにした。

同年2月11日に、マンデラが27年ぶりに釈放されたことは対話への重要な促進要因となった。ANC本部はデクラーク大統領の対話路線を前向きに受けとめ、前年8月にジンバブエの首都ハラレで開かれたアフリカ統一機構特別委員会が採択した「⁽³⁵⁾ハラレ宣言」を対話のための前提条件とし、南ア政府との予備交渉の準備に取りかかった。

ANC、南ア政府の第1回予備交渉は、1990年5月2～4日にケープタウンのタインハウス（旧首相官邸）で開かれた。ANC側はマンデラ副議長を団長として11名、政府側はデクラーク大統領を団長に9名が出席した。3日間の討議の末、両者は「フロート・シュール (Groote Schuur) 議定書」⁽³⁶⁾に調印した。その内容は(1)政治犯の釈放、亡命者の帰還に関する作業委員会の設置、(2)ANC全国執行委員など一部の政治犯を仮釈放して政治活動を認めること、(3)政府側による非常事態宣言解除に向けての作業と ANC側による黒人間武力衝突終結への努力、(4)黒人間武力衝突終結のための双方の連絡網の確立である。

しかし、この予備交渉に対し、全ての白人、アフリカ人が賛成したわけではなかったところに南ア社会の複雑さがある。

まず白人政党では野党第2党の民主党 (DP) が予備交渉を積極的に支持したのに対し、野党第1党の保守党 (CP) は激しく反対した。また、院外右翼の「アフリカーナー抵抗運動 (Afrikaner Weerstandsbeweging: AWB)」や「ブーア国家党 (Boerestaat Party: BSP)」もCPに同調した。

一方、アフリカ人側の対応もさまざまであった。ANCと連携してきたUDFやCOSATUが予備交渉を積極的に支持したのに対し、PACとアザニア人民機構 (AZAPO) はアパルトヘイト廃絶には武力闘争以外に道はないと主張した。

また、南ア政府の分離発展政策の結果作られた10のホームランド（うち4つは「独立」）のうち、レボワ、カングワネ、クワクワ、クワンデベレ、ガザンクルの5つのホームランドの指導者達は予備交渉を支持した。

この第1回予備交渉を契機として、白人、アフリカ人双方の側で交渉に賛成・反対の立場から動きが活発化した。

まず、デクラーク大統領は6月にホームランド指導者、インド人、カラードの代表と会談し、ANCに対抗できる連合組織作りを始めた。⁽³⁷⁾また、院外右翼BSPは新ブーア軍を組織し、テロ活動を激化させた。⁽³⁸⁾

一方、アフリカ人側では、6月に南ア共産党が政党活動を再開し、7月にはインカタがインカタ自由党（Inkatha Freedom Party：以下、IFPと略）として政党に移行し、来るべき制憲議会に参加する意向を示した。

このような動きのなかで、8月6日、ANC、南ア政府の第2回予備交渉が首都プレトリアで開かれた。ANC側はマンデラ副議長、南ア政府側はデクラーク大統領がそれぞれ団長となり双方5名ずつ出席した。

同交渉でANC側は初めて武力闘争停止を正式に認め、南ア政府側は治安関係法の見直しを確約した。同時に第1回予備交渉で設置された作業委員会により、政治犯の釈放を同年9月1日から開始し、12月末日までに完了するという期限を設定した「⁽³⁹⁾プレトリア議定書」の調印が行われた。

この第2回予備交渉の結果に対しても、前回の予備交渉と同様、白人、アフリカ人諸勢力は賛否両論に分かれた。

2. アパルトヘイト全廃演説と「国民和平協定」

1991年2月1日の国会開会演説で、デクラーク大統領は最後まで残された「人口登録法」「集団地域法」「土地法」を今会期中に廃棄にすると宣言した。⁽⁴⁰⁾しかし、同時に、デ克拉ーク大統領はANCが要求する制憲議会開催と暫定政府の樹立を拒否し、まず多党会議（multi-party conference）を開き、それによって新憲法を討議すること、新憲法制定までは現行の人種別三院制議会

を継続することを明らかにした。

この演説に対し、諸政党・組織の態度は分かれた。まず、ANCはアパルトヘイト諸法の全廃については歓迎したが、ANCが要求している暫定政府樹立、制憲議会開催が拒否されたことに不満を表明した。PAC、AZAPOは政府の制憲議会開催拒否を激しく批判した。一方、DP、労働党、IFPは大統領の演説を全面的に支持したのに対し、CPと院外右翼グループは反対した。

予備交渉の進展と並行して、南ア国内で黒人間武力衝突が激化し、1987年以来ナタール州だけで死者は4000人を超えた。この原因については ANC 系の国内反政府組織 UDF、「南アフリカ労働組合 (COSATU)」とインカタのイデオロギー上の対立、コーサ族対ズールー族の対立、タウンシップの社会経済的貧困状況、政府の治安部隊の介入などが指摘されているが、最大の原因是G・ブテレジ (Buthelezi)⁽⁴¹⁾ の率いるインカタとANC系反政府組織の衝突であると思われる。

この衝突に対し、釈放されたマンデラは黒人勢力の和解と統一を目指して何度も話し合いを呼びかけたが実現しなかった。しかし、遂にマンデラとブテレジの話し合いが実現し、ダーバンで1991年1月29日会談が行われた。この結果、5項目にわたる合意がなされ、武力衝突は終結するかに思われた。

しかし、この合意にもかかわらず、その後も武力衝突はやまず、3月にはダベイトン (Daveyton) やアレクサンドラ (Alexandra) で多くの死傷者を出した。このため、マンデラは4月5日、遂にデクラーク大統領に7項目からなる最後通告を送り、それが実現されない限り今後南ア政府との一切の交渉を打ち切ると宣言した。

この最後通告に対し、南ア政府はその一部のみにしか答えなかつたため、ANCは交渉の打ち切りを宣言した。

この事態を開拓するため、政府は黒人間武力衝突解決のための会議を黒人側に呼びかけたが、黒人側がそれを拒否したため実現しなかった。この事態を憂慮した教会関係者と南ア財界は、政府、ANC、インカタに働きかけ、8月15日「国民和平主導会議 (National Peace Initiative)」をサントン (Sandton) で

開催することに成功した。

和平案は、各政党・反政府組織の行動規制と軍・警察の治安活動の規制から成り、政治的暴力に関し司法当局と協力して調査する事務局を設置することが提案され合意された。同時に各政党・反政府組織や教会関係者、財界の代表から成る監視団を設置して、和平案が遵守されるよう監視することが提案され合意された。なお、以上の合意は他の諸組織にも回付され、細部を調整したうえで、再度、他の諸組織も含め正式調印することが決められた。⁽⁴⁴⁾ 拡大国民和平主導会議は同年9月14日ヨハネスブルグで開かれ、政府、ANC、インカタの他30の政党・反政府組織の代表約400名が出席し「国民和平協定⁽⁴⁵⁾（National Peace Accord）」の調印が行われた。この会議には、これまで政府との一切の交渉を拒否してきたPAC、AZAPOの代表も出席したが、CPをはじめ院外右翼団体はこの会議をボイコットした。

3. 愛国戦線の結成から第1回民主南アフリカ会議の開催まで

黒人間武力衝突終結の合意がなされ、交渉への阻害要因が取り除かれたあと、民主化に向けての次の歩みは制憲議会開催のための反アパルトヘイト諸勢力の団結——愛国戦線の結成——であった。制憲議会開催と暫定政府樹立に関しては、反アパルトヘイト諸勢力間にもかなりの意見の対立があり、それを調整し、できる限り一致点を見いだしたうえで制憲議会選挙にのぞむことが、反アパルトヘイト諸勢力として有利な立場に立つ。

このため、黒人主要組織であるANC、PAC、AZAPOの3組織を中心となり、他の諸組織にも呼びかけて10月にダーバンで愛国戦線結成大会を開くことが計画された。しかし、この呼びかけの過程で、AZAPOは単独で他の政党・組織に書簡を送り、結成大会出席の条件として、参加団体に現行の人種別三院制議会を否定することを要求した。⁽⁴⁶⁾ ANC、PACは直ちにこの書簡は3組織の合意によるものではないと釈明したが、AZAPOは書簡を撤回せず、AZAPOおよび黒人意識運動系の諸組織は結成大会への出席を拒否し

た。

愛国戦線結成大会は10月25～27日に開かれ、75組織が出席した。会議の合意点は(1)政府との交渉の促進と(2)1人1票制に基づいて選出された制憲議会での新憲法の作成、(3)移行期における暫定政権の樹立の3点であった。

AZAPO が脱落したものの愛国戦線の結成は成功し、次の段階は南ア共和国の主要政党・組織による民主南アフリカ会議 (Convention for a Democratic South Africa: CODESA) の開催であり、これは、政府とANCによって計画された。そのために準備委員会（のちに管理委員会と改称）が設置され、委員長にデビア (De Beer) 民主党党首が任命された。会議への参加が予定されたのは23政党・組織であった（第1表参照）。参加団体の代表団は12名を限度とすること、準備委員会には各団体から1名ずつ委員を出すことが決まり、会議当日の運営委員長にはM・モロベ (Molobe) 前UDF議長、議長団には2名のトランスヴァール州最高裁判所判事が任命された。さらに準備委員会はゲストとして国連、アフリカ統一機構、非同盟諸国会議、英連邦、ECの代表を招待⁽⁴⁷⁾した。そして会議開催は12月20～21日の両日が予定された。

CODESA 開催の呼びかけが行われてから会議開催までの期間に諸政党・組織の間にさまざまな動きが起こった。

まず、11月15日にDPは党大会を開き、これまで時期尚早として拒否してきた新憲法制定のための制憲議会選挙の必要性を認め、反アパルトヘイト組織の主張に一步近づいた。⁽⁴⁸⁾ 続いて11月24日、NPは対外的に「空白期間」が生じることを理由に拒否してきた暫定政府樹立を初めて認めた。ただし、ANCが主張するような実権を伴う暫定政府ではなく、現行の人種別三院制議会の諮問機関としての暫定政府であり、この点、ANCの主張と大きな隔たりがあった。⁽⁴⁹⁾ さらに11月27日、PACは突如、ANCとNPとの間に「裏取引」があると主張、これに対し、ANC、NPは共に否定したが、PACは譲らず、ついに12月16日にCODESAへの不参加を表明した。⁽⁵⁰⁾ 12月2日、参加が予定されていたなかったANC系の「南アフリカ労働組合会議 (COSATU)」が、アパルトヘイト後の経済体制が議題に取り上げられていないことに不満を表明

第1表 民主南アフリカ会議参加予定の23政党・諸組織

議会政党

National Party (NP)
 National People's Party (NPP)
 Solidarity
 Democratic Party (DP)
 Labour Party

反アパルトヘイト組織

African National Congress (ANC)
 South African Communist Party (SACP)
 Transvaal Indian Congress — Natal Indian Congress

独立ホームランド

Transkei ; Ciskei ; Venda ; Bophuthatswana

非独立ホームランド

Zimoko Progressive Party (Ganzankulu)
 Inyandza National Movement (KaNgwane)
 Intando yeSizwe Party (KwaNdebele)
 Inkatha Freedom Party (KwaZulu)
 United People's Front (Lebowa)
 Dikwakelwa Party (QwaQwa)

その他、南ア政府が国民党とは別に代表を送った。

Conservative Party (CP)
 Herstigte Nasionale Party (HNP)
 Afrikaner Weerstandsbeweging (AWB)
 Azanian People's Organization (AZAPO)
 Pan Africanist Congress (PAC) も招待されたがいずれも欠席。

(出所) *The Star*, 11 November 1991, より筆者作成。

し、自らは労働者の立場から参加したいと主張した。しかし、この要求は政治改革を優先させるという準備委員会の意向によって拒否された。⁽⁵¹⁾ 続いてブテレジ IFP 党首が IFP とは別にズールー王の出席を要求し、その要求が準備委員会によって却下されると、ブテレジは自らも会議出席を拒否した。ただし、IFP は、F・ムドラロゼ中央委員会委員を団長として会議に出席することになった。⁽⁵²⁾

第1回 CODESA は予定通り12月20日にヨハネスブルグのジャン・スマッ

ツ空港近くにある世界貿易センターで開かれた。当初参加が予定されていた23政党・組織のうち、反アパルトヘイト組織ではPAC, AZAPOが欠席、白人側ではCP, 純正国民党(HNP), AWBが出席を拒否し、18団体となった。

会議初日には議長による開会宣言のあと、各参加団体の代表がそれぞれの立場を表明する演説を行った。その後、準備委員会の用意した「意図宣言」が公表・審議・採択された。同宣言の骨子は、(1)統一した民主的で人種差別のない南アの実現、(2)複数政党制、定期的選挙の実施、(3)三権分立、(4)言語、文化、宗教の多様性の容認、から成っている。⁽⁵³⁾

この「意図宣言」はIFPとボプタツワナを除く16の政党・組織が署名した。

会議2日目は、第2回CODESAに向けて重要な議題の草案作りのため5つの作業部会を設置することが合意された。すなわち、(1)第1部会、自由な政治参加のための環境作り、現在政府の統制下にある国営放送のあり方など、(2)第2部会、憲法の基本原則、新憲法作成のための方法など、(3)第3部会、暫定政府の構成、権限など、(4)第4部会、独立ホームランドの再統合について、⁽⁵⁴⁾(5)第5部会、CODESAでの決定に対する法的根拠について、である。

4. 国民投票と第2回CODESA

1992年2月19日、トランスヴァール州ポッチャーフルームの補欠選挙が行われた。この補欠選挙は単にNPとCPの戦いではなく、デクラーク大統領が1989年以来進めてきた対話路線に対する白人有権者の評価が問われるものであった。開票の結果、T・クリューガー(Krüger) NP候補7606票に対し、A・バイヤース(Beyers) CP候補が9746票を獲得し、CPが勝利した。⁽⁵⁵⁾

この開票結果を受けたデクラーク大統領は、2月20日自己の政策に対する全白人有権者の賛否を問うため3月17日に国民投票を行うことを表明した。この決定に対し、ANC, SACP, COSATUは、民主南アフリカ会議は全人種

が参加しているものであるとして、白人だけの国民投票には反対した。DPは直ちにデクラーク大統領支持を表明した。一方、CPはデクラーク大統領の提案を受け入れるか否かで内部分裂した。すなわち、国民投票をボイコットすべきであるというF・ハーツェンベルグ(Hartzenberg)副党首を中心とするグループと国民投票を受け入れるべきであると主張するK・ファン・デル・メルヴェ(van der Merwe)議員派に分かれ、激しい討議の後、2月25日、トロールニヒト(Treurnight)党首は国民投票に応じることを決議した。⁽⁵⁶⁾

その後、投票日までNP、CPは「イエス・ポート(信任)」、CPは「ノー・ポート(不信任)」を合い言葉に激しいキャンペーンを展開した。

国民投票は3月17日に全国15地区で白人有権者によって行われた。投票率は85パーセントときわめて高く、南アフリカの将来に対する白人の危機感を示した。総投票数279万9805票のうち、信任192万4186票(68.7パーセント)、不信任87万5619票(31.3パーセント)、無効5142票で、15地区のうちピータースブルグ地区を除く14地区で信任票が過半数を占めた。⁽⁵⁷⁾

この間、CODESA作業部会の草案作成作業は難航し、このため3月に予定されていた第2回CODESAは5月に延期された。暫定政府についてはANCと政府の考えに歩み寄りがみられたが、憲法に関しては対立が一層明らかになった。

3月時点での双方の考えは以下のようない点で対立していた。ANCの考えは第1段階で暫定評議会が現行機構を監督する権限をもつに対し、政府の考えでは暫定評議会を現行機構の諮問機関として位置づけた。また第2段階では、ANCは多数決による一院制の制憲議会を考えているのに対し、政府は二院制議会で、上院に拒否権をもたせることによって少数者保護を維持しようとした。また、大統領についても輪番制を主張した。⁽⁵⁸⁾

作業部会の作業はさらに進められ、5月11日の作業部会で初めて第1段階の暫定政府の組織と権限で合意をみた。それによれば、第1段階では現行機構はそのままとし、CODESAから選ばれた暫定執行委員会とその下に2つ

の委員会「独立委員会」と「複数政党委員会」を置き、現行機構に助言することができる。しかし、第2段階については、政府は大統領の輪番制、二院制による少数者保護に固執し合意に達しなかった。⁽⁵⁹⁾

第2回CODESAは5月15～16日開催され、前回と同じ18団体が出席した。第1段階の暫定執行委員会については、政府は同委員会と複数政党委員会の二本立てに固執し、両者の合体を主張するANCと対立した。また、第2段階でも政府はあくまで二院制を主張、ANCは一院制を主張して対立した。このため、第2、3作業部会案とも合意が得られず、運営委員会に全権を委任す⁽⁶⁰⁾ることに決定した。

5. ボイパトン虐殺と ANC の CODESA 脱退

第2回CODESAは対立をみながらも開かれ、対話による問題解決という方式が軌道に乗ったかにみえた。しかし、6月17日午後8時頃、ヨハネスブルグ南方のボイパトン・タウンシップで、突如、槍やナタで武装したインカタ支持者達がANC支持の住民を襲い、40名以上が殺され多くの負傷者がが出る事件が起きた。⁽⁶¹⁾さらに、南ア治安部隊がこの事件に関与していたという目撃者が現れたため、ANCは直ちにこれまで行ってきた政府との対話打ち切りを声明し、22日には緊急全国執行委員会を開き、CODESAからの脱退を決議しその復帰のための条件として14項目の要求書を政府に手渡した。⁽⁶²⁾

この要求書に対し、デクラーク大統領は虐殺への政府の関与を否定し、ANCの要求する国際調査団の派遣は内政干渉であるとして拒否した。さらに臨時閣議を開きマンデラ議長との会談を申し出たが、ANCはそれを拒否し、要求書に直ちに答えることを主張した。

6月29日、ボイパトンのスタジアムで犠牲者追悼集会が開かれ約3万人の人々が参集した。海外からはバナナ(Banana)前シンバブエ大統領、ハドルストン(Hudlston)・イギリス反アパルトヘイト運動会長が出席した。

ラマフォサ(Ramaphosa)ANC書記長は「デクラークは直ちに引退すべきで

ある」と厳しい演説を行い、C・ハニ (Hani) 南ア共産党書記長は「デクラークを倒すまで引き続き大衆行動を行う」と宣言した。モセネケ (Mosenek) PAC議長代行は「今こそ、交渉から武力闘争へ転換すべきである」と強調した。バナナ前ジンバブエ大統領は「アパルトヘイトを葬るためにアパルトヘイトの犠牲者を弔うためにここに参考したのは遺憾である」と話し、ハドルストン会長は国連とEC諸国に対し「南ア共和国を孤立化させるよう行動すべきである」と要請した。⁽⁶³⁾

同時期セネガルの首都ダカールで開催されていたアフリカ統一機構 (OAU) 首脳会議に出席していたマンデラ ANC議長はOAU加盟国に対し、南ア共和国との接触を止めるよう要請し、同じく同会議に出席していたガリ (Gali) 国連事務総長も国連安全保障理事会での対応を検討することを明らかにした。⁽⁶⁴⁾

これと並行して、J・ナイドー (Naidoo) COSATU書記長は8月初めに1週間にわたるゼネスト計画を明らかにした。それによると、7月1～15日は政府に対する抗議期間、15日には主要官庁を占拠し、18日はホームランド制度への抗議日、25日には主要都市を占拠し、31日は国営南アフリカ放送の民主化を要求する日、そして8月3～9日にゼネストに入るという南ア解放闘争史上かつてない大規模な抗議行動を打ち出した。⁽⁶⁵⁾

この動きに対し、南ア財界は直ちに反対し、南ア商業会議所、アフリカーナ商業会議所、鉄鋼機械工業連盟の代表がマンデラ議長に会い、ゼネスト決行の中止、政府との交渉再開を要請した。これに対し、マンデラ議長は先に政府に手渡した14項目の要求が通るまで交渉に応じることはできないとし、ナイドー書記長もそれに同意したため話し合いは決裂した。⁽⁶⁶⁾

この緊迫した事態を開拓するためガリ国連事務総長は7月15日に国連安全保障理事会緊急会議を開き、CODESA参加団体の代表から事情を聴取し、それに基づいて国連特別使節を南ア共和国に派遣すると提案した。CODESA参加団体はその提案を受け入れ代表をニューヨークの国連本部に送った。

緊急会議では、マンデラ ANC議長は「国家によるテロリズム」を激しく非

難し国際調査団の派遣を要請した。一方、ボータ(Botha)南ア外相は南ア政府の事件介入の事実を否定したが、初めて国連調査団の派遣を認めた。ブテレジ IFP 議長は ANC の武装グループを批判したが⁽⁶⁷⁾、ANC、インカタ、政府の話し合いの必要を主張した。この聴問会終了後、安全保障理事会常任 5 カ国は満場一致でバンス元米国務長官の南ア派遣決議を採択した。⁽⁶⁸⁾

6. 8月初めの大衆抗議

COSATU の指導による 8 月 3 日から予定されているゼネストを回避するため、財界側の「南アフリカ労働問題調整委員会(SACCOLA)」と COSATU はその後も協議し、暴力を終らせ、貧困を除き、交渉による民主南アフリカ実現のための「平和・民主主義・経済復興憲章(Charter for peace, democracy and economic reconstruction)」草案を作成した。しかし、企業側が 8 月 3 日を一斉に休業日にすることを条件に労働側もゼネストを中止すると COSATU が要求したため SACCOLA は憲章を拒否した。⁽⁶⁹⁾ この対立を修復するため教会が介入したが、それも失敗に終わった。⁽⁷⁰⁾

ゼネストは 8 月 3 ~ 4 日に行われた。この間の暴力を監視するため国連から急拠監視団が派遣された。⁽⁷¹⁾ ANC、COSATU、南ア共産党側の発表では参加者は約 400 万人に達したが、暴力事件はほとんど起こらなかった。「南アフリカ商業会議所(SACOB)」の推定では労働者の職場放棄率はヨハネスブルグで 90 パーセント、東ケープで 85 パーセント、ダーバンで 75 パーセントで、主要都市全体としては平均 80 ~ 100 パーセントであったとされ、ゼネストは成功裡に終わった。⁽⁷²⁾ さらに 8 月 5 日には ANC が先に政府に提出した 14 項目の要求に対する政府側の回答を求めて、プレトリア市内からユニオン・ビルディングまでデモ行進を行い、同ビルディング前の広場で抗議集会を行った。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

その後、保守党内の対立は決定的となり、8 月 14 日、A・バイヤース(Andries Beyers)前書記長ら 5 名の議員が脱党し、新党「アフリカーナー人民連合(Afrikaner Volksunie: AVU)」を結成し、他の政党・組織との話し合いを表明し

⁽⁷⁵⁾

た。一方、これまで政府との交渉を一切拒否してきたPACが8月11日他の政党・組織との話し合いの可能性をもって政府と交渉を開始した。PACは参加の条件として、(1)政府が制憲議会開催を認めること、(2)制憲議会選挙を監視する「移行政権 (transitional authority)」樹立のための話し合い(ただしCODESA以外のフォーラムを要求)、(3)暴力解決、交渉仲介役としての国際機関の介入、(4)「中立的議長」の下での政府・PACの頂上会談をあげ、これまでのPACの主張を繰り返した。⁽⁷⁶⁾

一方、ANCのCODESA復帰を求めて政府とANC代表の秘密会談が8月14日に始まった。ANC側はC・ラマフォサ書記長、J・ズマ (Jacob Zuma) 副書記長、T・ムベキ (Thabo Mbeki) 國際関係局長、政府側はR・マイヤー (Roelof Meyer) 憲法開発相、D・デビリエ (Dawie de Villiers) 公共企業相であり、主に14項目の要求をめぐって話し合いが行われた。⁽⁷⁷⁾しかし、交渉は難航し、この間、デクラーク大統領は第1回CODESAで合意された意図宣言を無視した「連邦制 (federalism)」構想を打ち出し、この連邦制をめぐるワークショップを来る9月7日から3日間開催するとして、ANCのCODESA復帰に圧力をかけた。⁽⁷⁸⁾これに対し、ANC側はあくまで14項目の要求に応えることが先決であるとした。しかし、同時にANCは9月1日より全国執行委員会を開き、これまで秘密裡に行われたラマフォサ書記長とマイヤー憲法開発相との3回の会談に関する討議および14項目の要求の見直し(しづり込み)をすることになった。⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾

3日間にわたって行われた全国執行委員会は結論として、CODESA型の話し合いに早急に復帰することを拒否し、早期暫定政府の樹立を目的とした。また、大衆抗議行動は、政府に圧力をかけるため今後も引き続き行うことを確認した。さらに14項目の要求については、暴力問題の解決、政治犯の釈放、ホステルの改善がとくに重点であるとした。⁽⁸¹⁾

全国執行委員会は同時に、「民主主義への移行のための枠組み」を採択した。その骨子は、(1)自由な政治活動の保障、(2)人種別三院制議会の廃止、(3)移行期の暫定政府へのホームランド市民代表の参加、(4)1人1票制の選挙で

選出された400名から成る議会，(5)比例代表制による選挙，(6)制憲・立法機関としての議会，(7)5パーセント以上の議席を有する政党の代表から成る行政府，(8)制憲議会では逐条毎に審議し，3分の2以上の賛成で採択，(9)もしも9カ月以内に新憲法が採択されない場合，改めて制憲議会選挙を実施する，というものであり，この枠組みは南ア共産党，COSATUにも廻され審議⁽⁸²⁾するとした。

7. シスカイの虐殺とANC・政府頂上会談

ANCは9月7日にシスカイのO・コゾ (Oupa Gqozo) 軍事政府の弾圧的やり方に対し，南ア政府にコゾ首相の罷免を要求する抗議集会をシスカイの首都ビショ (Bisho) で開くことを計画した。シスカイ側は当然反対したが，最高裁判所が合法と判断を下し，ビショにある独立記念スタジアムで抗議集会を開くことを許可した。同日，R・カスリルス (Ronnie Kasrils) ANC全国執行委員に率いられた約2000名のANC，南ア共産党員から成るデモ隊がスタジアムに入り，別の出口から首都ビショ市内に向かおうとした。これに対し，シスカイ治安軍が発砲し，死者28名を含む多くの負傷者を出した事件が⁽⁸³⁾起こった。

この虐殺事件に対し，ANC，南ア共産党側はシスカイ政府に責任があるとしたが，シスカイ政府はANC側が集会規制を無視したためと非難した。南ア政府も「ANC側がこのような不安定化，革命，暴力を煽動する限り今後交渉を続けることはできない」とし，ゴールドストーン委員会にその調査を命じ，かつ国民和平協定によって創られた「国民和平委員会 (National Peace Commission)」に再度協定に調印した団体を集め協定の再確認をするよう命じた。しかし同時に，できるだけ早くマンデラANC議長に頂上会談することを呼びかけた。そして会談の議題として，(1)暴力問題の解決，(2)移行期における大衆抗議行動の位置づけ，(3)ANC側の和平協定“違反”問題，(4)交渉⁽⁸⁴⁾再開を妨げている他の要因をあげた。

これに対し、ANCは翌9月11日、基本的に暴力問題解決のための会談に賛成しながらも、14項目の要求に応えることを政府に要求した。R・マイヤー憲法開発相はこの要求に対し、(1)残りの政治犯の釈放、(2)ホステル（単身者用住宅のこと、しばしば政治暴力の温床となつた）の規制の強化、(3)武器携行所持の禁止について答える用意があると表明した。この発言に基づき、その後、R・マイヤー憲法開発相とラマフォサ ANC書記長の頂上会談準備のための秘密交渉が何回かにわたつてもたれ、9月26日にマンデラ・デクラーク頂上会談が開かれることになった。⁽⁸⁵⁾

マンデラ ANC議長とデクラーク大統領の頂上会談は9月26日にヨハネスブルグで行われ、6月のボイパトン虐殺事件以降中断していた新憲法制定交渉を早急に再開することで合意した。すなわち、会談では、ANC側が要求し事前の折衝で合意した(1)11月15日までに政治犯約500名の釈放、(2)ホステルへの規制の強化、(3)武器携行の禁止を再確認した。この政府側の譲歩に対し、ANC側も6月以降激化させていた大衆抗議行動を再検討するとした。また、新憲法制定の方法もANCの主張する一院制の制憲議会で制定し、一定期間内に制定できなければ国民投票を実施することで合意した。ただし、新憲法制定に議会のどの位の賛成が必要かでは合意をみなかつた。会談後行われた合同声明で、この会談が「交渉再開への基盤を作つた」と評価し、会見の中でデクラーク大統領は「交渉再開が緊急課題」とし、マンデラ議長は「できるだけ早い時期に交渉再開」としたが、具体的日程の設定には至らなかつた。⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾

この合同声明に対し、翌27日、ブテレジ IFP議長は、ホステルへの規制の強化、武器携行禁止に反対し、IFPはCODESAを脱退すると発表した。同時に、クワズールー政府も脱退することになった。⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾

8. 反 ANC・政府連合の結成とナタール虐殺

9月30日、シスカイ虐殺事件の調査を命じられたゴールドストーン委員会

の報告書が提出された。それによると、シスカイ治安軍に虐殺の責任があるが、同時にR・カスリルスに率いられたANC、南ア共産党デモ隊が規制を無視してスタジアム外に出、ビショ市内に向かおうとしたことにも責任があるとされた。⁽⁹⁰⁾

また10月1日、J・スロボ(Joe Slovo)南ア共産党議長は党の機関誌『アフリカ・コミュニスト』に論説を発表し、新憲法採択後一定期間必ず権力分与(power sharing)がなされるべきであるという妥協的“sun set clause”を明らかにした。⁽⁹¹⁾これに対し、C・ハニ共産党書記長は個人的見解であり党の方針ではないとしながらもスロボの共産党議長という地位の重さを認めた。また政府側は共産党による初めての妥協案を歓迎した。⁽⁹²⁾

一方、政府・ANCの合意(Record of Understanding)に反対してCODESAから脱退したブテレジIPF党首は、同じくこの合意に反対するL・マンゴープ(Lucas Mangope)・ボプタツワナ首相、O・コゾ・シスカイ首相、トロールニヒトCP党首、A・バイヤースAV党首らと10月6日ヨハネスブルグで会談し、「憂国南アフリカ・グループ(Concerned South African Group:COS-AG)」を結成した。そして(1)デクラーク大統領に合意を破棄させること、(2)ANCの武装勢力「ウムコント・ウェ・シズウェ(MK)」を解散させること、(3)CODESAを解体して、PAC、AZAPO、CP、AWBが参加できるフォーラムを創ることで合意し、南ア政府に要求した。⁽⁹³⁾

一方、ANCは多くのホームランドでは政治活動の自由が許されていないことに抗議し、10月9日にクワズールー・ホームランドの首都ウルンディ(Ulundi)とマバト(Mabatho)への大衆抗議行動を決定した。これに対し、政府は再び虐殺の恐れがあるとして、ANC側に(1)多数政党による交渉への復帰、(2)大衆抗議行動の見直し、(3)暴力終結のための積極的努力、(4)MKの解散、(5)敵対する組織への政治的寛容を呼びかけ、クワズールー・ホームランドへの大衆抗議行動の再考を促した。⁽⁹⁴⁾

10月24日夜、ナタール州ダーバンの南西にあるフォルベニ(Folweni)近傍で、再び虐殺が起こった。ソ連製AK-47ライフル銃で武装したANCゲリラ

がインカタ支持者の宗教儀式の会場を襲い、老人・子供を含む26名を殺害した。⁽⁹⁵⁾

この事件に対し、J・ホール（John Hall）国民和平委員会（National Peace Commission: NPC）議長は直ちにマンデラANC議長とブテレジIFP議長との話し合いによる解決を要請した。しかし、両者の話し合いは実現せず、インカタ側は報復としてR・ハデベ（Reggie Hadebe）ANCナタール州副支部長を殺害した。⁽⁹⁶⁾ この事態を重視した南ア政府は10月29日にナタール州を「不穏地域」と宣言し、ナタール州の南ア国防軍、警察隊を増強するとともにトランスクай・ナタール州境の警戒を強化した。NPCはANCとIFP武力衝突解決のため11月6日に新たな提案を行った。すなわち、ANCとIFPのナタール州代表、NPC、国際機関出席の下にナタール地域紛争解決委員会を開くというものであった。⁽⁹⁷⁾ それに対し、マンデラANC議長は11月8日、ナタールの武力衝突を停止させるため、G・ズウェリテニ（Goodwill Zwelithini）ズールー王の出場を要請した。しかし紛争解決の糸口が見つからないうちに、11月12日、ANCニューカッスル議長でミッドランド地域執行委員のH・シバンクル（Hlalanathi Sibankulu）が殺害され、ANCとIFPの対立は一層激化した。⁽⁹⁸⁾⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾

この間、PACと政府の第2回交渉（第1回は1992年6月、ナイジェリアの首都アブジャでの交渉）が、ボツワナの首都ガボローンで行われた。政府側代表はP・ボータ外相、PAC側はD・モセネケ（Dikgang Moseneke）であった。2日間の討議の後、以下の合意が成立した。すなわち、(1)交渉による南ア問題の解決、(2)暴力終結のための全政党・組織の最大限の努力、(3)非人種主義に立つ民主的憲法の採択。その憲法は1人1票制の選挙で選ばれた新交渉フォーラムにより多くの代表による交渉で決定されること、(4)新交渉フォーラムは暫定措置で決められた新憲法を採択すること、(5)移行期に憲法的空白を置かないことである。⁽¹⁰¹⁾

9. ANC、政府のタイムスケジュール

ANCは11月18日にアフリカ人が参加して2年以内に行われる予定の選挙後も、国民党と権力分与(power-sharing)する連立政権を認める政策(STRATEGIC PERSPECTIVE)を公表した。この権力分与案は、J・スロボ南ア共産党議長によって提案され、ANC全国作業委員会で検討されてきたものであった。同提案はこれまで選挙後は多数派への全面的な権力移譲を主張してきたANCにとって重大な方向転換であった。

同提案のなかで、ANCは新政権の運営にあたり官僚機構の人材や財政基盤が不足し、国軍の指揮も確実に行える状態にないことを認め、また、現在の軍や警察、官僚機構が反対したままではますます民主化が遅れるとして、現在の公務員の職や年金制度をそのまま保障するとした。⁽¹⁰²⁾

さらにマンデラ議長は全国執行委員会を目前にした11月20日、制憲議会選挙を管理する全人種参加の暫定政府樹立の日程が決まらなければ、ANCは政府との交渉を打ち切らざるをえない。ANCとしては中断していた政府との本交渉を1992年末までに再開し、暫定政府樹立の日程と形態を決め、93年内に制憲議会選挙実施を目指しているとANC側のタイムスケジュールを明らかにした。

11月23日からダーバンで開かれたANC全国執行委員会は、この提案を審議⁽¹⁰³⁾し了承した。

これに対し、南ア政府は11月26日に移行期の具体的タイム・テーブルを公表した。すなわち、1994年3～4月を目途に民主的選挙を実施するとして、

- (1)1993年2月末までに、政府と各政党・組織の話し合いを完了
- (2)1993年3月末までに、多数の政党・組織が参加する新しい交渉フォーラムまたは再興された民主南ア会議の開催
- (3)1993年5月末までに、暫定憲法、暫定執行委員会(Transitional Executive Commission: TEC)と選挙委員会に関する合意

- (4)1993年5～6月までに、TECと選挙委員会法の議会での採択
 - (5)1993年6月に、TECと選挙委員会の発足
 - (6)1993年9月末までに、制憲議会を創る暫定憲法の制定
 - (7)1993年10月までに、選挙規則の制定
 - (8)1994年3～4月までに、国民統合のための民主的議会選挙実施
- ⁽¹⁰⁴⁾
である。

この政府案に対し、ANCは受け入れ難いとして、あくまで1993年中の選挙実施を主張した。PACは93年にCODESAを多数政党・組織からなる新フォーラムに替え、93年11月までに制憲議会選挙を行い、94年初めには民主的議会が発足すべきであるとした。また、DPは制憲議会選挙が94年初めに⁽¹⁰⁵⁾なるという政府案には何ら根拠もないと反対した。

10. 多党交渉フォーラムの開催

この結果、ANCと南ア政府は統一された中央集権国家を実現するために個別交渉を開始したが、この動きに対し、IFPは12月1日に地方分権的連邦国家を目指す独自の「クワズールー・ナタール憲法草案」を発表し、⁽¹⁰⁶⁾ ANC・政府主導のやり方に反対の立場を明らかにした。

一方、同じくANC・政府主導に反対するPACは、その武装グループ「アザニア人民解放軍(Azania People's Liberation Army:APLA)」を使ってテロ活動を開始し、東ケープ州のキングウィリアムスタウン(King William's Town)や⁽¹⁰⁷⁾ クイーンズタウン(Queenstown)で白人殺害事件を起こした。この事態にCPをはじめとする白人右翼グループは態度を硬化させ、ANCと政府はPACに直ちにテロを中止するよう呼びかけた。

1993年1月、政府はCOSAGと会談し、「多党交渉フォーラム(Multi-Party Negotiation Forum)」への出席を要請した。これに対し、COSAGは、(1)ANC・政府の個別交渉の停止、(2)過去2回のCODESAの白紙還元、(3)伝統的首長のフォーラム出席、⁽¹⁰⁸⁾ を交渉復帰の条件とし、出席を承認した。

第2表 多党交渉フォーラム参加26政党・組織

ANC系
African National Congress (ANC)
South African Communist Party (SACP)
Transvaal / Natal Indian Congress
Labour Party
Transkei
Venda
Intando yeSizwe Party (KwaNdebele)
Inyandza National Movement (KaNgwane)
United People's Front (Lebowa)
Transvaal
Orange Free State
Cape
Traditional Leader
政府・NP系
South African Government
National Party (NP)
National People's Party (NPP)
Solidarity
COSAG系
Inkatha Freedom Party (IFP)
Conservative Party (CP)
Afrikaner Volks Unie (AVU)
Bophuthatswana
Ciskei
KwaZulu
Zimoko Progressive Party (Ganzankulu)
Dikwakelwa Party (QwaQwa)
その他
Democratic Party (DP)
Pan Africanist Congress (PAC)

(出所) *The Star*, 8 March 1993, より筆者作成。

一方, ANCと政府との話し合いは断続的に行われ, 2月18日, 制憲議会選挙で得票率が5パーセント以上に達した各政党が政権に参画できる連立政権構想(ただし, 連立政権は選挙後5年以内)に合意した。⁽¹⁰⁹⁾さらに同月19日には, 政府, ANC, IFPは3月に多党交渉フォーラム開催のための準備会開催に合意した。⁽¹¹⁰⁾

この合意に基づき、3月5～6日に開かれた準備会議には、これまでCODESAへの参加を拒否してきたCPやPAC、それに今回新たに参加が認められた伝統的首長層（各州1名ずつ）も加わり、合計26の政党・組織が参加した（第2表）。ただし、この準備会議では実質的討議は行われず、多党交渉フォーラムを4月5日までに開催することを決議した。⁽¹¹¹⁾

多党交渉フォーラムは4月1～2日、ヨハネスブルグの世界貿易センターで開かれ、準備会議に出席した同じ政党・組織が参加した。そして同フォーラムの構成と機能に関して以下の諸点が合意された。すなわち、(1)フォーラムは4層から成る。a) 総会（Plenary、各党首と各党9名の代表の合計260名から成る最高決定機関）、b) 交渉会議（Negotiating Forum、各党4名の代表および2名のアドバイザーから成り、交渉評議会の決定を採択する。2週間に1回開催）、c) 交渉評議会（Negotiating Council、各党2名の代表および2名のアドバイザーから成り、週3～4回開催）、d) 計画委員会（Planning Committee、10名から成り、議事日程を指示）。なお、計画委員会の傘下に技術委員会（Technical Committees）があり、委員会の指示に従い草案作成および情報提供を行う。(2)各層の採択方法は「十分な合意（sufficient concensus）」に基づく、(3)議長団は6名で構成され輪番制とする、次いで(4)政治暴力に関して、交渉会議はその解決に必要な緊急処置と機関を設置する権限が与えられた。(5)制憲議会選挙実施までの移行期間、交渉会議は以下の議題を討議することが合意された。すなわち、a) 将来の国家形態と憲法原則、b) 暫定憲法、c) 地方分権、d) 基本的人権、e) 暫定執行委員会（Transitional Executive Committee）、選挙委員会、⁽¹¹²⁾ メディア委員会の設立、f) 「独立」ホームランドの再統合である。さらに、IFPの主張する連邦制、CPが主張する民族自決も議題に追加された。そして⁽¹¹³⁾ 実質的討議を4月15日に再開することが合意された。

しかし、4月10日、ANC全国執行委員会委員で南ア共産党書記長のC・ハニ（Chris Hani）が白人右翼グループAWBの党員によって暗殺された。⁽¹¹⁴⁾ この非常事態を受けて、ANC、南ア共産党、COSATUは緊急会議を開き、暗殺は憎むべきことであるが、ハニが生前主張してきた交渉による問題解決という

方式を尊重し、交渉の継続を確認した。しかし、同時に抗議のための集会・デモを行い、盛大な葬儀には約9万人が参列したが、混乱は回避された。⁽¹¹⁶⁾ この暗殺事件によってフォーラム開催は延期された。

PACの武装グループAPLAの白人殺害テロは続き、5月にアフリカーナー右翼グループは、それに対抗するため、C・フィルヨン(Constand Viljoen)元南ア国防退役將軍を中心に大同団結して「アフリカーナー民族戦⁽¹¹⁷⁾戦(Afrikaner Volks Front: AVF)」を結成した。

また、ANCとIPFとの武力衝突も依然として続き、多党交渉フォーラム再開の前提条件として、その終結は緊急課題となった。このため、D・ツツ(Desmond Tutu)大司教の仲介により、6月23日、マンデラANC議長とブテレジIPF議長の頂上会談が実現し、武力衝突終結で基本的合意をみた。⁽¹¹⁸⁾

次いで、延期されていた多党交渉フォーラムが6月25日に再開されることが予定されたが、その当日、テレブランシュ(Terre Blanche)を党首とする白人右翼組織AWBの党員約300名がフォーラム開催会場である世界貿易センターに乱入するという事件が起こり、フォーラム開催は再度延期された。⁽¹¹⁹⁾

7月2日に再開されたフォーラムには26政党・組織が参加した。同フォーラムでANC・政府とCOSAGの対立が鮮明化した。すなわち、COSAGのうち、CP、IPF、クワズールー政府は6月3日に暫定的に提示されていた制憲議会選挙の日程(1994年4月27日)に反対し、選挙日程設定以前に暫定憲法を制定するべきであると主張した。このためANCと政府は交渉を継続させるためフォーラムでの憲法草案討議と制憲議会での再討議という二段階の妥協案を提示した。その他、(1)TEC、選挙委員会、メディア委員会の設立、(2)暫定憲法の制定、(3)政治暴力の終結の諸点では参加団体の「十分な合意」をみた。そしてこれら合意事項を各代表はそれぞれの政党・組織に持ち帰り審議することになった。⁽¹²⁰⁾

しかし、CPは7月17日、アフリカーナーの民族自決が認められるまでフォーラムから脱退すると声明、次いでIPFとクワズールー政府もフォーラム脱退を表明した。⁽¹²¹⁾

おわりに——民主化の行方

以上、第1章で南ア共和国の民主化の背景として、1984年以降の反政府運動の高揚と国際社会の対南ア経済制裁の強化の具体的動きとその影響についてふれた。南部アフリカの多くの国々では、80年代の経済危機に対処するためIMF、世銀の構造調整計画の受入れを余儀なくされ、経済面での自由化がすすむなかで89年秋以降の東欧の民主化の影響を受けて政治的民主化が起った。この通常のパターンに比べ南ア共和国の場合、アパルトヘイト体制に対する国内外の批判の高まりが民主化の契機となっている点で他の南部アフリカ諸国の場合と異なっている。さらに、南ア共和国では政治面での民主化が先行し、経済改革は遅れている点でも南部アフリカ諸国と異なっている。これらの相違点があるにもかかわらず、冷戦構造の終焉は南ア共和国の政治的民主化に影響を及ぼしていることは間違いない。すなわち、南部アフリカからの東側勢力の撤退とアフリカ人反政府運動への武器供与の停止によって、南ア共和国へのソ連の脅威が薄れ、西側諸国との南ア政府への全面的加担が減り、それにともなってアパルトヘイト体制の国内的解決の必要性が高まったことである。丁度この時期、ボータ政権に代わって政権の座についたデクラーク政権は南ア共和国の経済危機に対処することを迫られ、アパルトヘイト体制を解体せざるを得なくなった。このためにデ克拉ーク政権が打ち出した政策が南ア共和国の将来をアフリカ人と話し合って決めていくという対話路線であった。

第2節では南ア共和国の民主化の過程をアフリカ人との話し合いとしてとらえ、デクラーク政権誕生以降、現在（1993年7月）までの具体的動きを追った。その際、視点として、対話を促進する要因と阻害する要因に注目した。促進要因として90年2月のデクラーク大統領の国会開会演説、同月のマンデラの釈放があり、これによって第1・2回予備交渉が実現した。また第2回予備交渉でANCが武力闘争を停止し、話し合いによる問題解決を今後の手段

としたことはその後の本交渉への重要な促進要因となった。さらに翌91年2月の国会開会演説においてデクラーク大統領がアパルトヘイト法の全廃を宣言したことは、本交渉へ向けての重要な一段階であると同時に、国際社会がこれまで継続・強化してきた対南ア経済制裁を解除し、南ア経済危機を回復させる重要な一步となった。これに基づき同年12月の第1回 CODESA、翌92年5月の第2回 CODESA が開かれることになり、対話による問題解決という南ア共和国の民主化は軌道に乗ったかに思われた。

しかし、この民主化の動きに対して2つの大きな阻害要因があった。

第1の要因は、度々繰り返される黒人間武力衝突と PAC および白人右翼のテロである。黒人間武力衝突の原因として、ANC系グループとインカタとのイデオロギー上の対立、タウンシップにおけるアフリカ人の貧しい社会経済状況とそれに対する不満、さらに政府の治安軍の介入が指摘されている。その最大の原因是 ANC 系グループとインカタとの権力抗争にあると思われる。この武力衝突を終結させるため、1991年9月に「国民和平協定」が締結されたが、締結後も武力衝突は繰り返し起こり、92年6月のボイパトン虐殺を契機に、ANC は遂に CODESA を脱退し、対話は事実上暗礁に乗り上げた。この事態を修復するため国連安全保障理事会が介入し、さらにANC・政府の水面下の交渉によって、ANC は9月に交渉再開に同意した。しかし、交渉再開の条件とされた(1)ホステルへの規制強化、(2)武器所持禁止に反対して、IFP が逆に CODESA から脱退した。そしてインカタは対話に反対する CP、AVU、白人右翼団体、シスカイ、ボプタツワナと反 ANC・政府連合「憂国南アフリカ・グループ (COSAG)」を結成した。

一方、PAC と白人右翼のテロも1992年末以来激化し始めた。PAC はその武装グループ APLA を使い、無差別に白人殺害事件を起こしたため、白人右翼団体 AWB は、その報復として93年4月に C・ハニ南ア共産党書記長を暗殺し、また、5月には白人右翼は大同団結して「アフリカーナー民族戦線 (AVF)」を結成し、APLA のテロに対抗している。さらに 6 月には AWB が多党交渉フォーラムの会場である世界貿易センターに乱入したため、フォー

ラム開催が延期されるという事態が起こっている。

第2の要因は、対話を拒否する政党・組織の存在である。2回のCODESAに参加を拒否してきたCPはアフリカーナーの民族自決を条件に多党交渉フォーラムに出席したが、民族自決が真剣に討議されないことを理由に脱退し現在に至っている。また院外白人右翼団体は一貫して交渉に反対しフォーラムへの出席も拒否している。一方、アフリカ人側では同じくCODESAへの出席を拒否してきたPACが、条件つきでフォーラムに参加したが、前述したようにAPLAのテロ活動も続いている、交渉と武力闘争の両面の戦術をくずしていない。またブテレジIPF議長は伝統的首長層の出席を要求してCODESAへの参加を拒否してきたが、伝統的首長層の参加が認められたため、フォーラムには参加した。しかし、地方分権に基づく連邦制を要求するIPFは、フォーラムでの合意事項（憲法制定手続きと採決方法）をめぐりANC、政府主導のやり方に反対して、クワズールー政府と共にフォーラムから脱退した。さらにAZAPOはCODESAにもフォーラムにも出席を拒否している。

このように、多党交渉フォーラムは開かれ、さらに制憲議会選挙の日程（1994年4月27日）が明示され、暫定憲法草案が提出されたにもかかわらず、CP、IPF、クワズールー政府がフォーラムから脱退したため、南ア共和国のできる限り幅広い層を網羅した代表による話し合いによって南ア共和国の将来を決めてゆくことはむずかしくなっている。今後予想されるのは、脱退グループへのフォーラム復帰への呼びかけであろうが、民族自決を主張するCPおよび白人右翼団体のフォーラム復帰はきわめてむずかしいものと思われる。もしも脱退グループのフォーラム復帰が実現せず、同グループを除外して話し合いが進むことになれば、脱退グループの武力による反抗は一層激化する可能性があり、南ア共和国の民主化はますます遅れる恐れがある。

〔注〕――

- (1) 林晃史「南アフリカ共和国の民主化——『対話』から第1回民主南アフリカ会議まで——」(『アジア経済』第33巻第8号 1992年8月)。
- (2) 1984年9月のヴァール・トライアングルの反政府運動の高揚については、Murray, Martin, *South Africa: Time of Agony, Time of Destiny the Upsurge of Popular Protest*, London, Verso, 1987, chapter 5, *The Eruption of Popular Rebellion / Price*; Rogert M., *The Apartheid State in Crisis: Political Transformation in South Africa 1975-1990*, Oxford, Oxford University Press, 1991, chapter 6, *Chaos and Transformation: The Insurrectionary Process / Marx*, Anthony W., *Lessons of Struggle: South African Internal Opposition, 1960-1990*, Cape Town, Oxford University Press, 1992, chapter 5, *National Revolt, Repression and Discord 1984-1988*, 等を参照。
- (3) Labour Monitoring Group, "Eastern Cape Stay Aways," *South African Labor Bulletin*, Vol.11 No. 1, September 1985, p.86.
- (4) 注(2)に掲げた文献の他, Barrell, Howard, "The United Democratic Front and National Forum: Their Emergence, Composition and Trends," South African Research Service (SARS), ed., *South African Review II*, Johannesburg, Ravan Press, 1984 / Lodge, Tom; Bill Nasson et al., *All, Here and Now: Black Politics in South Africa in the 1980s*, London, Hurst & Company, 1991, Part I, *the Rise of the United Democratic Front*.
- (5) Lodge; Nasson et al. 同上書, p. 79.
- (6) Jochelson, Karen, "People's Power and Reform in Alexandra," *Work in Progress*, No. 56 / 57, November / December 1988.
- (7) Marx, 前掲書, pp. 166~167.
- (8) COSATUの活動については, Baskin, Jeremy, *Striking Back: A History of COSATU*, Johannesburg, Ravan Press, 1991.
- (9) 林晃史「南アフリカ共和国の国家安全保障管理制度(NSMS)」(『アジア経済』第32巻第8号 1991年8月)。
- (10) 第2次非常事態宣言下のUDFの活動については, Lodge, Tom, "Rebellion: the Turning of the Tide" Part II: *The United Democratic Front Revolt*, Lodge; Nasson et al. 前掲書。
- (11) カブウェ会議については, Lodge, Tom, "Mayihlome!-Let us go to War! From NKomati to Kabwe, the African National Congress, January 1984-June 1985, SARS, ed., *South African Review III*, Johannesburg, Ravan Press, 1986, pp. 238~243.
- (12) Lodge, Tom "Rebellion: The Turning of the Tide..." p. 178.

- (13) 同上論文, p. 184.
- (14) United Nation Security Council Resolution 569 (1986).
- (15) EPG, *Mission to South Africa: a Commonwealth Report*, London, Penguin Books, 1986.
- (16) Freeman, Linda, "All But One: Britain, the Commonwealth and Sanctions," Mark Orkin, ed., *Sanctions against Apartheid*, London, Catholic Institute for International Relations, 1989, pp.153~154.
- (17) Moorson, R., *The Scope for Sanction: Economic Measures against South Africa*, London, CIIR, 1986, p. 21.
- (18) Danaber, Kevin, "The US Struggle Over Sanctions against South Africa," Orkin, 前掲書, p. 137.
- (19) 同上論文, p. 139.
- (20) Hanlon, Joseph, *South Africa: The Sanctions Report*, London, The Commonwealth Secretariat, 1990, p. 41.
- (21) 同上書, p. 69.
- (22) United Nations Centre on Transnational Corporations, *Background Papers for Public Hearings on Transnational Corporations in South Africa and Namibia*, Geneva, 4-6 September 1989, pp. 70~77.
- (23) Lipton, Merle, *Sanctions and South Africa: the Dynamics of Isolation*, Economist Intelligence Unit (EIU), Special Report 1119, London, 1988, p.36.
- (24) Jenkins, Caroly, "Rescheduling the Repayments until Debt do us Part?" *Indicator South Africa*, Vol. 7 No. 3, Winter 1990, p. 35.
- (25) *Commonwealth Report*, Commonwealth Heads of Government Review Meeting, London, 3-5 August 1986, Communiqué, p. 36.
- (26) 同上書, p. 30.
- (27) Innes, Duncan, "Multinational Companies and Disinvestment," Orkin, ed., 前掲書, p. 229.
- (28) Lipton, 前掲書, p. 39.
- (29) *Business Day* (Johannesburg), 14 March 1986.
- (30) *Financial Mail*, 2 August 1985.
- (31) EIU, *Country Report: South Africa*, No.3, 1990, p. 18.
- (32) Ovenden, Keith; Tony Cole, *Apartheid and International Finance*, London, Penguin, 1989, p. 96.
- (33) Cooper, Carole et al. eds., *Race Relations Survey 1989 / 90*, Johannesburg, South African Institute of Race Relations, 1990, p. 675.
- (34) "Address by President F. W. de Klerk at the Opening of the Second

Session of South Africa's Ninth Parliament, Cape Town, 2 February 1990," *Southern Africa Record*, No.58, South African Institute of International Affairs, 1990, pp. 68~81.

- (35) ハラレ宣言に盛り込まれたANCの対話のための前提条件とは、(1)非常事態宣言の解除、(2)マンデラおよびその他の政治犯の釈放、(3)反政府組織の合法化、(4)残されたアパルトヘイト諸法の全廃、である。
- (36) 同議定書の全文は、"Text of the Groote Schuur Minute, Cape Town, 4 May 1990," *Southern Africa Record*, No. 59 / 60, 1990, pp. 133~134.
- (37) Fabricius, P., "FW in New Bid for Moderate Alliance," *Star*, 18 June 1990.
- (38) Kotze, Graig, "Top AWB Official among Suspects: Melrose House Blast, *Star*, 6 June 1990.
- (39) 同議定書の全文は、"The Pretoria Minute," *Southern Africa Record*, No. 59 / 60, 1990.
- (40) 同演説の全文は、"Address by State President F. W. de Klerk at the Opening of the Third Session of the Ninth Parliament of the Republic of South Africa, Friday 1 February 1991," *Southern Africa Record*, No. 61, 1991, pp. 1~17.
- (41) ナタール州の黒人間武力衝突に関しては、林晃史「南アフリカ共和国ナタール州の黒人間武力衝突」(『小田英郎教授還暦記念論文集』慶應通信 1993年)。
- (42) 5項目の合意事項とは、(1)双方は党员に対し直ちに武力衝突を中止するよう呼びかけること、(2)ブテレジに対する非難をやめること、(3)脅しや強制によって組織加入をすすめたり、組織の方針を押しつけることをやめること、(4)1988年協定(インカタとCOSATU間の)によって設立された「共同監視機構」を使って協定の実施を監視し、必要な行動をとること、(5)マンデラとブテレジが一緒に被災地を廻り、草の根レベルでの両者の和解を呼びかけること、である(Naidoo, Jay, "Ending the Violence in Natal," *South African Labour Bulletin*, Vol. 15 No. 6, March 1991, pp. 49~50)。
- (43) 7項目の要求項目とは、(1)マラン国防相、フロック法秩序相の解任、(2)特別治安部隊の解散、(3)セボケング(Sebokeng)、ダペイトンへの弾圧に対する警察隊の責任追求、(4)治安手段の改善、(5)武器所持禁止法の上程、(6)タウンシップ住宅の改善、(7)監視団の設置、である(van del Merwe, Esmare, "Meet on Demands or Talks are off, Mandela Tells FW," *Star*, 6 April 1991)。
- (44) le Grange, Carina, "Draft Accord Bodes Well for Peace Talks," *Star*, 16 August 1991.
- (45) 協定の全文については、"National Peace Accord," *South African Foundation Review*, Vol. 17 No. 10, October 1991, p. 5.

- (46) Fabricius, P., "AZAPO More Threatens PF Alliance: DP Pulls Out of Conference," *Star*, 17 October 1991.
- (47) Fabricius, P., "Set for Vital Talks," *Star*, 30 November 1991.
- (48) MacLennan, J.; M. Challenor, "DP Chose to ANC," *Star*, 16 November 1991.
- (49) Fabricius, P., "Nats Soften Attitude to Shared Rule," *Star*, 25 November 1991.
- (50) Lagardien, I., "We're Not Returning to Talks-PAC," *Star*, 17 December 1991.
- (51) Siluma, M., "COSATU Wants to Attend CODESA as Independent Party," *Star*, 3 December 1991.
- (52) "Buthelezi Pulls Out of CODESA," *Star*, 19 December 1991.
- (53) 意図宣言の全文は, "Declaration of Intent for CODESA Delegates," *Star*, 20 December 1991.
- (54) Breier, D., "Scene is Set for a United and Democratic SA," *Star*, 22 December 1991.
- (55) *Star*, 20 February 1992.
- (56) Fabricius, P.; S. Johnson, "CP Hardliners Defeated," *Star*, 26 February 1992.
- (57) Fabricius, P., "Divided CP Licks Its Wounds," *Star*, 18 March 1992.
- (58) Johnson, Shaun, "Now for the Real Nitty-Gritty," *Star*, 25 March 1992.
- (59) *Star*, 14 May 1992.
- (60) *Star*, 15 May 1992 / Fabricius, P.; S. Johnson, "So Near and yet So Far," *Star*, 16 May 1992.
- (61) "Massacre: Accusations Fly," *Star*, 19 June 1992.
- (62) Waugh, E.; P. Fabricius, "ANC and Allies Out of CODESA," *Star*, 24 June 1992.

14項目の要求とは、(1)暫定政府の樹立と民主的に選ばれた制憲議会の開催、(2)政府は直ちに反政府グループへの脅しをやめること、(3)政府は反政府グループへの武力弾圧をやめること、(4)政府は治安部隊の武装を解除すること、(5)虐殺に関与したすべての治安部隊の隊員を免職にすること、(6)政府はホームランドでの住民への弾圧を中止すること、(7)政府は直ちにタウンシップ内のホステルを家族用住宅に代える措置をとること、(8)政府はタウンシップ内のホステルの周りに柵を設けること、(9)警察が常時ホステルを監視すること、(10)ホステルは定期的に多人種からなる平和部隊によって検査されること、(11)公共の場ですべての危険な武器所持は禁止すること、(12)ボイバトン虐殺およびすべての虐殺に対し国際調査団が

設立され調査すること、(13)すべての政治犯の釈放、(14)すべての治安法の撤廃、である。

- (63) Johnson, S.; B. Wilkinson; B. Sokutu, "Boipatong Mourners Slam FW," *Star*, 30 June 1992.
- (64) Mthombothi, B., "Mandela Bleeds for Freeze on Ties with SA," 同上紙。
- (65) "Countdown to Chaos," *Sunday Times*, 12 July 1992.
- (66) Johnson, S., "Business, Labour Close to Deal," *Star*, 14 July 1992.
- (67) Waugh, E., "UN Offers Helping Hands," *Star*, 16 July 1992.
- (68) Templeton, B., "Business, Unions Draw Up Charter," *Star*, 18 July 1992.
- (69) Siluma, M.; P. Fabricius, "Two Weeks of Intence Saccola-Cosatu Negotiations Collapse," *Star*, 23 July 1992.
- (70) Waugh, E.; P. Fabricius, "New Bid to Avoid Strike," *Star*, 28 July 1992.
- (71) Marsland, L., "Observer Team from UN Jets in," *Star*, 3 August 1992.
- (72) "Violence Mars Stay Away," *Star*, 4 August 1992.
- (73) 同上紙。
- (74) "Mass Action Targets," *Star*, 5 August 1992.
- (75) "Splinter CP MPs to Form New Party," *Star*, 14 August 1992.
- (76) Fabricius, P., "PAC and Govt. to Hold Talks," *Star*, 11 August 1992.
- (77) Fabricius, P., "FW, Mandela on 'Hotline,'" *Star*, 15 August 1992.
- (78) Nyatsumba, K., "Is Federalism a Visible Option?" *Star*, 23 August 1992.
- (79) *Star*, 27 August 1992.
- (80) Nyatsumba, K., "ANC Meeting to Focus on Talks," *Star*, 31 August 1992.
- (81) *Star*, 4 September 1992.
- (82) Waugh, E., "ANC 'Framework for Democracy,'" 同上紙。
- (83) *Star*, 7 September 1992.
- (84) *Star*, 10 September 1992.
- (85) Nyatsumba, K.; P. Fabricius, "ANC Yes to Summit," *Star*, 11 September 1992.
- (86) *Star*, 14 September 1992.
- (87) Fabricius, P.; E. Waugh, "Summit Saved by FW and Mandela," *Star*, 25 September 1992.
- (88) Fabricius, P.; E. Waugh, "SA Wakes Up to a Fresh Beginning," *Star*, 26 September 1992.
- (89) Fabricius, P.; E. Waugh, "Angry Buthelezi Quits Talks Over Hostel and Weapon Issues," *Star*, 28 September 1992.
- (90) *Star*, 30 September 1992.

- ⑨① Jonson, S.; E. Waugh, "‘Sunset Clause’ Offer As Slovo Seeks Harmony," *Star*, 1 October 1992.
- ⑨② "Power Sharing Plan Welcomed," *Star*, 3 October 1992.
- ⑨③ "Alliance Subjects Accord," *Star*, 7 October 1992.
- ⑨④ Fabricius, P.; E. Waugh, "FW Vows to Half Marches," 同上紙。
- ⑨⑤ Wilkinson, B., "Stop the Blood Bath," *Star*, 26 October 1992.
- ⑨⑥ Fabricius, P.; B. Wilkinson, "Peace Talks in Jeopardy," *Star*, 28 October 1992.
- ⑨⑦ *Star*, 30 October 1992.
- ⑨⑧ Fabricius, P., "War of Words Stalls Natural Peace," *Star*, 7 November 1992.
- ⑨⑨ "ANC Leader Asks Zulu King to Help Stop the Carnage," *Star*, 9 November 1992.
- (10) *Star*, 13 November 1992.
- (101) Nyatsumba, K., "PAC 'Committed to Negotiation,'" *Star*, 26 October 1992.
- (102) Waugh, E., "ANC Accepts Power-Sharing," *Star*, 19 November 1992.
- (103) Waugh, E.; H. Grange, "Power-Sharing Endorsed by NEC," *Star*, 26 November 1992.
- (104) Fabricius, P.; E. Waugh, "De Klerk Proposes Transition Timetable," *Star*, 27 November 1992.
- (105) 同上紙。
- (106) 同憲法草案の骨子は以下の通りであった。(1)クワズールー・ナタール選挙で選ばれたGovernorと呼ばれる首相を置く。その任期は3年間で、2回までの再選を許される。(2)議会は上下両院の二院制で、議員の任期は5年間。(3)公用語は英語、ズールー語、アフリカーンス語とする。(4)私企業は保証され、私有財産は完全に認められる。(5)少数民族保護と連立政権に基づく権力分与。(6)共同体財産の承認と伝統的首長の慣習法行使権の承認。(7)クワズールー・ナタール憲法が連邦政府の権力に優先する。(8)メディアの中立、(9)クワズールー・ナタールに「歴史的・文化的・社会経済的に深い関係をもつ」地域を交渉により併合、(9)クワズールー・ナタールの同意の下にのみ課税・関税が実施される。*Star*, 2 December 1992.
- (107) *Star*, 1 December 1992.
- (108) "IFP Ready to Resume Negotiations," *Star*, 13 January 1993.
- (109) *Star*, 19 February 1993.
- (110) *Star*, 20 February 1993.
- (111) Waugh, Esther; Peter Fabricius, "Urgent Preparations for Multilateral Talks," *Star*, 8 March 1993.

(112) 計画委員会のメンバーは以下の通り。

R・メイヤー憲法開発相, C・ラマフォサ ANC 書記長, B・アレクサンダー PAC 書記長, R・クロンエ (ボプタツワナ), S・ティタス (トランスクアイ), J・マシューズ (IFP), C・エグリン (DP), J・スロボ (南ア共産党), P・ゴルドハーン (ナタル・トランスクヴァール・インド人会議), M・ウェブ (シスカイ)

(113) Waugh, Esther; Kaizer Nyatsumba, "Agenda for Talks Agreed on Ahead of Schedule," *Star*, 2 April 1993.

(114) 同上。

(115) "Police Seize Hit-List," *Star*, 12 April 1993.

(116) "Mandela's Impassioned Plea! A Time for Peace," *Star*, 14 April 1993
／ "Hani's Last Journey" *Star*, 19 April 1993.

(117) Marsland, Louise, "Rightwingers Unite to Form Afrikaner Front" *Star*, 8 May 1993.

(118) Whitfield, Chris, "ANC, IFP to Bury the Past," *Star*, 24 June 1993.

(119) Waugh, Esther; Chris Whitfield, "Day of Boer Mass Action," *Star*, 26 June 1993.

(120) Waugh, Esther; Chris Whitfield, "Talks : Government, ANC Force the Pace" *Star*, 3 July 1993.

(121) Waugh, Esther, "IFP, CP, KwaZulu Quit Talks," *Star*, 19 July 1993.